

保護司以外の更生保護関係者は

更生保護施設: 犯罪をした人で帰るところがない人などを収容して保護する施設。全国に101施設あります。

更生保護女性会: 女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援など様々な活動を行っています。全国に約20万人の会員がいます。

B B S 会: 兄や姉のような身近な存在として少年たちと触れ合い、悩みの相談に乗るなど様々な更生保護の活動に取り組んでいます。全国に約5,000人の会員がいます。

協力雇用主: 犯罪や非行をした人を雇用し、自立を支援している事業者。全国に約6,000の事業所があります。

一口メモ

更生保護: 犯罪や非行をした人が地域社会で立ち直れるように支援するとともに、犯罪や非行のない社会をつくるための事業・活動です。更生保護の基本法として「更生保護法」があります。

保護観察: 仮釈放者などで保護観察になった人の更生を助けるための処遇方法で更生保護の中心となっています。保護観察官と保護司が協働してこれを行います。

保護観察官: 保護観察などの実施に当たる国家公務員の専門職で保護観察所や地方更生保護委員会に配置されています。

保護司についての連絡先

保護観察所

札幌	☎ 011-261-9225	〒060-0042	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第三合同庁舎
函館	☎ 0138-26-0431	〒040-8550	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
旭川	☎ 0166-51-9376	〒070-0901	旭川市花咲町4-2272-15 旭川地方法務合同庁舎
釧路	☎ 0154-23-3200	〒085-8535	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎
青森	☎ 017-776-6419	〒030-0861	青森市長島1-3-25 青森法務総合庁舎
盛岡	☎ 019-624-3395	〒020-0023	盛岡市内丸8-20 盛岡法務合同庁舎
仙台	☎ 022-221-1451	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1 仙台法務総合庁舎
秋田	☎ 018-862-3903	〒010-0951	秋田市山王7-1-2 秋田地方法務合同庁舎
山形	☎ 023-631-2277	〒990-0046	山形市大手町1-32 山形地方法務合同庁舎
福島	☎ 024-534-2246	〒960-8017	福島市狐塚17 福島法務合同庁舎
水戸	☎ 029-221-3970	〒310-0061	水戸市北見町1-1 水戸地方法務合同庁舎
宇都宮	☎ 028-621-2391	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎
前橋	☎ 027-237-5010	〒371-0026	前橋市大手町3-2-1 前橋法務総合庁舎
さいたま	☎ 048-861-8287	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま法務総合庁舎
千葉	☎ 043-204-7791	〒260-8513	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎
東京	☎ 03-3597-0123	〒100-0013	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館A棟
横浜	☎ 045-201-3006	〒231-0021	横浜市中区新港1-6-2 横浜第一港湾合同庁舎
新潟	☎ 025-222-1531	〒951-8104	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
甲府	☎ 055-235-7145	〒400-0032	甲府市中央1-11-8 甲府法務合同庁舎別館
長野	☎ 026-234-1993	〒380-0846	長野市旭町1108 長野地方法務合同庁舎
静岡	☎ 054-253-0191	〒420-0853	静岡市葵区追手町9-45 静岡地方法務合同庁舎
富山	☎ 076-421-5620	〒939-8202	富山県西田地方町2-9-16 富山法務合同庁舎
金沢	☎ 076-261-0112	〒920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
福井	☎ 0776-22-2858	〒910-0019	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
岐阜	☎ 058-265-2651	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館
名古屋	☎ 052-951-2949	〒460-8524	名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎
津	☎ 059-227-6671	〒514-0032	津市中央3-12 津法務総合庁舎
大津	☎ 077-524-6683	〒520-0044	大津市京町3-1 大津地方法務合同庁舎
京都	☎ 075-441-5141	〒602-0032	京都市上京区烏丸通今出川上岡松町255
大阪	☎ 06-6949-6240	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
神戸	☎ 078-351-4005	〒650-0016	神戸市中央区橋通1-4-1 神戸法務総合庁舎
奈良	☎ 0742-23-4869	〒630-8213	奈良市登大路町1-1 奈良地方法務合同庁舎
和歌山	☎ 073-436-2501	〒640-8143	和歌山市二番丁2 和歌山地方合同庁舎
鳥取	☎ 0857-22-3518	〒680-0842	鳥取市吉方109 鳥取第三地方合同庁舎
松江	☎ 0852-21-3767	〒690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎
岡山	☎ 086-224-5661	〒700-0807	岡山市南方1-3-58 岡山地方法務合同庁舎
広島	☎ 082-221-4496	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-15 広島法務合同庁舎
山口	☎ 083-922-1327	〒753-0088	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
徳島	☎ 088-622-4359	〒770-0851	徳島市徳島町城ノ内6-6 徳島地方合同庁舎
高松	☎ 087-822-5445	〒760-0033	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
松山	☎ 089-941-6159	〒790-0001	松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎
高知	☎ 088-873-5118	〒780-0870	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎
福岡	☎ 092-761-6736	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴1-4-13
佐賀	☎ 0952-24-4291	〒840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎
長崎	☎ 095-822-5175	〒850-0033	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎
熊本	☎ 096-366-8080	〒862-0971	熊本市大江3-1-53 熊本第二合同庁舎
大分	☎ 097-532-2053	〒870-0045	大分市城崎町2-3-21 大分法務合同庁舎
宮崎	☎ 0985-24-4345	〒880-0802	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
鹿児島	☎ 099-226-1556	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10 鹿児島地方法務合同庁舎
那覇	☎ 098-853-2945	〒900-0022	那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎

全国保護司連盟

☎ 03-3356-5724 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館
URL <http://www.kouseihogo-net.jp>

このリーフレットは、社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金の助成により作成したものです。

保 護 司



人はみな、
生かされて
生きていく。

生 犯罪のない明るい
地域社会をつくる

全国保護司連盟

保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組んで、地域の安全・安心に貢献しています。全国で約5万人が活動しています。保護司の活動を定める法律に「保護司法」があります。

保護司になるには

条件: ①社会的信望

②熱意と活動のための時間的余裕

③生活の安定

④原則65歳以下の年齢(最初の委嘱時)…などが条件になっています。

農林漁業・製造・土木建築・サービス等の自営業者、公務員・会社員等、定年退職者、宗教家、家庭の主婦など様々な人が保護司になっています。

任期: 2年。再任可(76歳未満)



保護司になったら

保護司は、住居地を管轄する保護観察所(全国50箇所)に在る)に配属され、地域の保護司組織(保護司会)に所属します。

保護司の具体的仕事は

①保護観察になった人への助言や指導

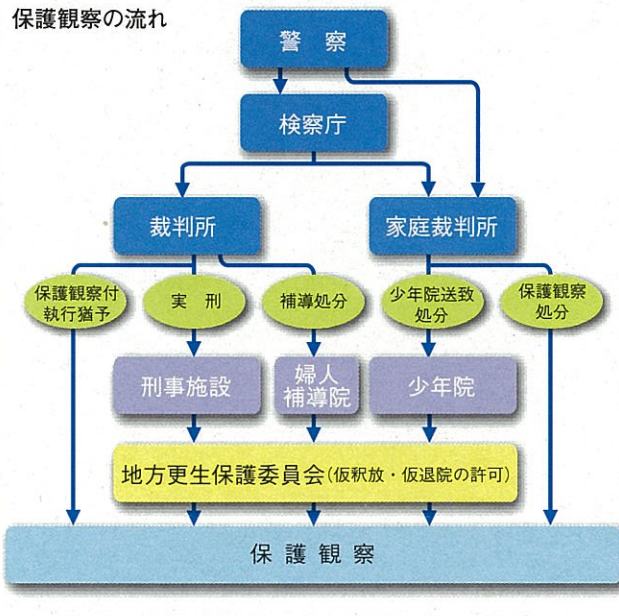
②刑務所や少年院など(矯正施設)に入っている人の出所後の生活環境等の調整

③地域での犯罪予防の啓発活動

④その他保護司活動に必要な関係者や関係機関との連絡・協議などです。

このうち①と②は保護観察所の依頼を受けて個別に行い、③と④はもっぱら地域の保護司会を通じて他の保護司と共同して行います。

保護観察の流れ



保護司に対する研修や指導は

保護司の経験や年数などに応じて保護観察所が各種研修を行います。また保護司会でも自主的に研修を行っています。

保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察所の保護観察官のアドバイスを受けながら保護観察官と協働して行います。多様な経験を持つ先輩保護司に助言や意見を聞くことも大変有意義です。

保護司の身分や給与などは

身分は、非常勤の国家公務員とされています。

ボランティアということで給与は支給されません。

活動経費は一定の基準により実費が国から支給されます。

保護司として活動中に怪我などして災害を受けたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられます。

功績のある保護司に対する各種表彰制度(叙勲、藍綬褒章、大臣表彰など)があります。

